

**私立小中学校等に通う児童生徒への
経済的支援に関する実証事業に係る提出書類の確認票**

私 立 _____ 学校

ふ り が な _____ ふ り が な _____

申請者氏名 _____ (生徒氏名 _____)

連 絡 先 _____

* 内容の確認をさせていただく場合がありますので、連絡がつく電話番号を記載してください。

「私立小中学校に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に関するお知らせ」をご覧ください、申請書の記載漏れや提出書類の添付漏れがないか、この確認票の□にチェックをしてご確認の上、ご提出ください。

(この確認票も申請書と一緒に、法人本部事務局までご提出ください。)

1 申請書2ページ「課税証明書を添付する保護者等の氏名及び児童生徒との続柄」A～Fに記載の方の各添付書類について、下表より確認し、添付しているものには○、該当するものがないため添付していないものには×を記してください。

該当者がいる場合下記を○で囲ってください	課税証明書	国外での収入がある場合の所得証明書及び申請書別紙	預貯金額	有価証券等	負債	学校確認欄
A						
B						
C						
D						
E						
F						
控配	(原則不要)	/				

- ・ 課税証明書については控除対象配偶者以外の親権者等に当たる方は全員分必要です。
- ・ 申請書4ページ「保護者等の資産の状況について」の(あ)～(え)の各項目に記載した資産については原則これを裏付ける書類が全て必要です(うの現金を除く)。
- ・ 控除対象配偶者についても資産状況については報告が必要です。 (裏面へ)

2 提出書類に漏れがないか今一度ご確認ください。

- 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書
- 申請書に係る添付書類
- 誓約書
- 以上を学校指定の封筒に同封の上、申請者氏名及び生徒氏名を記入してください。
- アンケート調査票
- 上記と別の学校指定の封筒に入れて密封し、申請者氏名及び生徒氏名を記入してください。

様式A: 日本国内での収入のみの場合の申請書

※保護者等のうち1人でも国外での収入がある場合は、様式Bにより作成してください。

学校受付日（学校において記入）： 令和 2 年 月 日

令和 2 年 月 日

神奈川県知事 殿

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書

私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のため、都道府県が実施する当該事業に申請します。

次の3点を確認の上、□に✓を付けてください。
(全ての□に✓がない場合は支援の対象とはなりませんので、必ず御確認下さい。)

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- 本事業が予算の範囲内で実施される実証事業であり、所得基準等を満たしている場合であっても支援の対象とならない場合があることを了承します。
- 都道府県が実施する、当該私立小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減事業の支援金を授業料に充てるとともに、支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

ふりがな		児童生徒との関係 ※該当するものに○	親権者・未成年後見人・主たる生計維持者 その他 ()
申請者氏名			電話番号 () -
申請者住所等	〒 都道府県 市区町村		

【1. 対象となる児童生徒について】

ふりがな		生年月日	平成 年 月 日		
児童生徒の氏名					
在学する学校	学校法人名	学校名			
	学校種 ※該当するものに○	小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程） 特別支援学校（小学部・中学部）	学年	年生	
	学校所在地	都道府県 市区町村			

【2. 対象児童生徒以外に、兄弟姉妹で申請している場合について】

ふりがな		申請している都道府県	都道府県
兄弟姉妹の氏名			
ふりがな		申請している都道府県	都道府県
兄弟姉妹の氏名			

【3. 保護者等の収入の状況について】

7月1日時点における保護者等の状況及び添付する最新の課税証明書等については次のとおりです。

(記入上の留意点)

- ①～④のいずれか該当する□に✓を付けて、⑤及び⑥にも該当する場合は併せて✓を付けた上で、当該保護者等の課税証明書等を全員分提出してください。
- 市町村が発行する課税証明書に必要な所得情報等が記載されておらず、必要な情報が記載された別の証明書が発行されている場合は、当該証明書を提出してください。

①～④のいずれか該当する者の□に✓を付けてください。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 ・親権者が2名いる場合は①の□に✓を付けてください。 ・ただし、②のアに該当する場合は、控除対象配偶者の課税証明書等の提出は不要です。その場合、①ではなく、②のアの□に✓を付けてください。 ・親権者が2名とも所得がない場合も、所得金額や所得控除の金額が確認できる書類を提出してください。
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 ・親権者が1名の場合は、以下ア、イいずれかの□に✓を付けてください。
		ア <input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者※であり、3ページの(オ)に5万円を合算しても所得要件を満たす場合 <small>※合計所得金額が38万円以下。配偶者特別控除の適用を受ける者は含まない。</small>
		イ <input type="checkbox"/> 上記ア以外で、親権者が1名しかいない又は家庭の事情によりやむを得ず1名分しか提出できない場合
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="text"/> 名分 （複数選任されている場合は、全員分の課税証明書が必要です。） ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合は、③の□に✓を付けてください。 ・未成年後見人が法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている場合は、その者を除きます。
④	<input type="checkbox"/>	児童生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合は、④の□に✓を付けてください。

上記のほか、⑤⑥に該当する者がいる場合はそれぞれの□に✓を付けてください。

⑤	<input type="checkbox"/>	同居の祖父母 <input type="text"/> 名分 ・同居の祖父母がいる場合（同居の祖父母が①～④に当たる場合は、その者を除きます。）
⑥	<input type="checkbox"/>	授業料の負担者 <input type="text"/> 名分 ・①～⑤の者と同等又はそれ以上に授業料を負担している者がいる場合（例：別居の祖父母、同居の親族等）

①～⑥に該当する者が一人もない場合は以下の□に✓を付けてください。

⑦	<input type="checkbox"/>	課税証明書等を提出しません。 ・①～⑥に該当するものが一人もない場合は、⑦の□に✓を付けてください。 （例：親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合等）
---	--------------------------	---

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び児童生徒との続柄

<table border="1"> <tr> <th>保護者A</th> <th>氏名</th> <th>児童生徒との続柄</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	保護者A	氏名	児童生徒との続柄				<table border="1"> <tr> <th>保護者B</th> <th>氏名</th> <th>児童生徒との続柄</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	保護者B	氏名	児童生徒との続柄			
保護者A	氏名	児童生徒との続柄											
保護者B	氏名	児童生徒との続柄											
<table border="1"> <tr> <th>保護者C</th> <th>氏名</th> <th>児童生徒との続柄</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	保護者C	氏名	児童生徒との続柄				<table border="1"> <tr> <th>保護者D</th> <th>氏名</th> <th>児童生徒との続柄</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	保護者D	氏名	児童生徒との続柄			
保護者C	氏名	児童生徒との続柄											
保護者D	氏名	児童生徒との続柄											
<table border="1"> <tr> <th>保護者E</th> <th>氏名</th> <th>児童生徒との続柄</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	保護者E	氏名	児童生徒との続柄				<table border="1"> <tr> <th>保護者F</th> <th>氏名</th> <th>児童生徒との続柄</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	保護者F	氏名	児童生徒との続柄			
保護者E	氏名	児童生徒との続柄											
保護者F	氏名	児童生徒との続柄											

課税証明書等の提出を不要とする控除対象配偶者(②のアに該当する者)

控除対象配偶者	氏名	児童生徒との続柄

2 ページの保護者 A～F までに記入した保護者等の収入状況は次のとおりです。

(記入上の留意点)

1. 保護者等全員（非課税の方も含む。）の課税証明書等に基づき、下表について合計金額まで全ての項目を記入して、【チェック】の内容をよく確認した上で、□に✓を付けてください。
2. 課税証明書に損失（マイナス）が計上されている所得がある場合は、その所得は0円として記入してください。
3. 保護者 A～F それぞれの「計（エ）＝（ア－イ－ウ）」を計算した際に、マイナスとなる場合は0円として記入してください。

保護者等	所得金額の合計										雑損失の繰越控除 (イ)	所得控除 合計 (ウ)	計(エ) ＝(ア－イ－ウ)
	給与所得	営業等所得	農業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	雑所得	譲渡・一時所得	分離課税の所得	計(ア)			
保護者 A	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保護者 B	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保護者 C	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保護者 D	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保護者 E	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保護者 F	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計										円	円	円	円

(オ)

【チェック】

課税証明書等^{※1}を添付する保護者等全員の所得金額の合計(ア)^{※2}から、雑損失の繰越控除(イ)と所得控除合計(ウ)を差し引いた額(エ)の合計(オ)が140万円未満^{※3}です。
課税証明書等（内容が省略されていないもの）を添えて提出します。

※1 市町村が発行する課税証明書等（課税証明書に必要な情報が記載されておらず、必要な情報が記載された別の証明書がある場合は、当該証明書。）

※2 給与所得、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、譲渡・一時所得、分離課税の対象となる所得（山林所得、退職所得及び源泉分離課税の対象となる所得を含む。）の合計

※3 親権者が寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満

【4. 保護者等の資産の状況について】

2ページの保護者A～Fまでに記入した保護者等及び控除対象配偶者の資産の状況については次のとおりです。

(記入上の留意点)

1. 下表について合計金額まで全ての項目を記入し、【チェック】の内容をよく確認した上で、□に✓を付けてください。併せて、通帳の写し等の確認書類を添付してください。
2. 課税証明書の提出を不要とする控除対象配偶者（申請書2ページ②アに該当する方）についても、資産要件の確認対象となりますので、記載してください。
3. 預貯金等の口座を複数保有している場合は、その全てを合算して記載し、通帳の写し等を添付してください。
4. 申請日の直前で生活保護を受給している場合は、受給の事実及び受給者が分かる公的書類（生活保護受給証明書等）を提出することにより、すべての資産について確認書類を省略することも可能です。その場合は、下表の「生活保護受給証明」欄に○を付けた上で、（あ）～（お）について自己申告で記入してください。

保護者等	受給生活保護	預貯金額（あ）	有価証券等(換算評価額)（い）	現金（う）	負債（え）	計(お)=(あ)+(い)+(う)-(え)
保護者A		円	円	円	円	円
保護者B		円	円	円	円	円
保護者C		円	円	円	円	円
保護者D		円	円	円	円	円
保護者E		円	円	円	円	円
保護者F		円	円	円	円	円
控除対象配偶者		円	円	円	円	円
合計		円	円	円	円	円 (か)

【チェック】

預貯金、有価証券、貴金属、投資信託、タンス預金、負債の合計が600万円以下です。これらが確認できる通帳等の写し又は生活保護受給証明書（申請日の直近のもの）を提出します。

資産	表の記入欄	確認書類（ウェブサイトの写しも可）
預貯金（普通・定期）	（あ）	通帳の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	（い）	証券会社や銀行の口座の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる金属	（い）	購入先の銀行等の口座の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
投資信託	（い）	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
自宅等で保管している現金（タンス預金）	（う）	自己申告（確認書類は不要）
負債（借入金等）	（え）	残高証明書や借用証書等の写し

誓約書を記入する際の留意点

本実証事業は、私立小中学校の授業料負担が、家庭の経済状況からすると極めて重いと考えられる世帯の児童生徒について、授業料負担の軽減を行うとともに、義務教育段階において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などの実態を把握するためのものです。

下記に該当する場合は支援の対象となりませんので、誓約書により確認をお願いします。

対象とならない事例

- 保護者等全員の資産保有額(預貯金, 有価証券, 貴金属, 投資信託, タンス預金, 負債の合計)の合計が600万円を超える場合。
- 両親に加え, 同居の祖父母や授業料の負担者(両親や同居の祖父母と同等程度又は同等程度以上に, 授業料を負担している者)がいる御家庭で, 全員の収入を合計すると所得基準を満たさない場合。
- 祖父母等からの教育資金の一括贈与(祖父母等から子や孫名義の口座に教育資金を一括して拠出することにより, 一定額までを贈与税非課税とする措置)を受けている場合。
- 課税証明書に含まれていない国外での収入があり, この収入を合算すると, 所得基準を満たさない場合。
- 源泉分離課税により課税証明書に記載されない収入(上場株式等の配当等)があり, この収入を合算すると所得基準を満たさない場合。
- 純損失の繰越控除(不動産や上場株式等を売却したこと等により生じた譲渡損失等のうち, 損失の金額を翌年以降に繰り越すもの)を受けていることにより所得基準を満たしている場合。

(記入上の留意点)

1. 上記に該当する方が支援の対象に含まれた場合, 本事業で行おうとしている実態把握が困難となり, 事業の進展が見込めなくなります。こうした本事業の趣旨を御理解いただいた上誓約書の御記入をお願いします。
2. 本事業の支援を受けた方の中から, 義務教育段階において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて, 文部科学省の担当者によるヒアリング調査に御協力していただく場合があることも併せて御承知おきください。
3. 虚偽の記載があることが判明した場合は, 支援額を返還していただくことを御了承ください。
4. 以上のことを御理解の上, 誓約書に記載された項目に当てはまることに間違いがない場合, に✓をつけてください。全てのに✓がない場合は, 支援の対象とはなりませんので御留意ください。
5. 期限までにこの誓約書の提出がない場合は, 支援対象とはなりませんので御了承ください。

誓 約 書

神奈川県知事 殿

私は、以下の事項について、チェック欄にレ点を記入することにより確認し、誓約します。

- 「保護者等全員の資産保有額（預貯金，有価証券，貴金属，投資信託，タンス預金，負債の合計）の合計が600万円を超える場合」に該当しません。
- 「両親に加え，同居の祖父母や授業料の負担者（両親や同居の祖父母と同等程度又は同等程度以上に，授業料を負担している者）がいる御家庭で，全員の収入を合計すると所得基準を満たさない場合」に該当しません。
- 「祖父母等からの教育資金の一括贈与（祖父母等から子や孫名義の口座に教育資金を一括して拠出することにより，一定額までを贈与税非課税とする措置）を受けている場合」に該当しません。
- 「課税証明書に含まれていない国外での収入があり，この収入を合算すると，所得基準を満たさない場合」に該当しません。
- 「源泉分離課税により課税証明書に記載されない収入（上場株式等の配当等）があり，当該収入を勘案すると所得基準を満たさない場合」に該当しません。
- 「純損失の繰越控除（不動産や上場株式等を売却したこと等により生じた譲渡損失等のうち，損失の金額を翌年以降に繰り越すもの）を受けていることにより所得基準を満たしている場合」に該当しません。
- 同居の祖父母，同居・別居に関わらず授業料を負担している者など，所得判定の対象者全員の課税証明書を提出しています。また，課税証明書に含まれていない海外での収入がある場合，全ての収入について証明する書類を提出しています。
- 文部科学省が実施する義務教育段階において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについてのヒアリング調査の対象に選ばれた場合，調査に協力します。
- 上記の事項について，虚偽の事実が判明した場合は，支援額を返還します。

以上

令和2年 月 日

保護者氏名(自署)

Ⓜ

様式B:日本国外での収入がある場合の申請書

※保護者等のうち1人でも国外での収入がある場合は、本様式により作成してください。

学校受付日（学校において記入）：令和 2 年 月 日

令和 2 年 月 日

神奈川県知事 殿

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書

私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のため、都道府県が実施する当該事業に申請します。

次の3点を確認の上、□に✓を付けてください。
(全ての□に✓がない場合は支援の対象とはなりませんので、必ず御確認下さい。)

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- 本事業が予算の範囲内で実施される実証事業であり、所得基準等を満たしている場合であっても支援の対象とならない場合があることを了承します。
- 都道府県が実施する、当該私立小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減事業の支援金を授業料に充てるとともに、支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

ふりがな		児童生徒との関係 ※該当するものに○	親権者・未成年後見人・主たる生計維持者 その他（ ）
申請者氏名			電話番号
申請者住所等	〒 都道府県 市区町村		

【1. 対象となる児童生徒について】

ふりがな		生年月日	平成 年 月 日
児童生徒の氏名			
在学する学校	学校法人名	学校名	
	学校種 ※該当するものに○	小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程） 特別支援学校（小学部・中学部）	学年 年生
	学校所在地	都道府県 市区町村	

【2. 対象児童生徒以外に、兄弟姉妹で申請している場合について】

ふりがな		申請している都道府県	都道府県
兄弟姉妹の氏名			
ふりがな		申請している都道府県	都道府県
兄弟姉妹の氏名			

【3. 保護者等の収入の状況について】

7月1日時点における保護者等の状況及び添付する最新の課税証明書等については次のとおりです。

(記入上の留意点)

- ①～④のいずれか該当する□に✓を付けて、⑤及び⑥にも該当する場合は併せて✓を付けた上で、当該保護者等の課税証明書等を全員分提出してください。
- 市町村が発行する課税証明書に必要な所得情報等が記載されておらず、必要な情報が記載された別の証明書が発行されている場合は、当該証明書を提出してください。
- 課税証明書に含まれない国外での収入がある場合(国内外両方で収入がある、課税期日に国内に在住していない等)、国外での収入を証明する書類も提出してください。

①～④のいずれか該当する者の□に✓を付けてください。

①	□	親権者(両親)2名分
		<ul style="list-style-type: none"> 親権者が2名いる場合は①の□に✓を付けてください。 ただし、②のアに該当する場合は、控除対象配偶者の課税証明書等の提出は不要です。その場合、①ではなく、②のアの□に✓を付けてください。 親権者が2名とも所得がない場合も、所得金額や所得控除の金額が確認できる書類を提出してください。
②	□	親権者1名分
		ア □ 親権者の1人が控除対象配偶者*であり、3ページの(オ)に5万円を合算しても所得要件を満たす場合 ※合計所得金額が38万円以下。配偶者特別控除の適用を受ける者は含まない。
		イ □ 上記ア以外で、親権者が1名しかいない又は家庭の事情によりやむを得ず1名分しか提出できない場合
③	□	未成年後見人 <input type="text"/> 名分(複数選任されている場合は、全員分の課税証明書が必要です。)
		<ul style="list-style-type: none"> 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合は、③の□に✓を付けてください。 未成年後見人が法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている場合は、その者を除きます。
④	□	児童生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分
		<ul style="list-style-type: none"> 親権者又は未成年後見人が存在しない場合は、④の□に✓を付けてください。

上記のほか、⑤⑥に該当する者がいる場合はそれぞれの□に✓を付けてください。

⑤	□	同居の祖父母 <input type="text"/> 名分
		<ul style="list-style-type: none"> 同居の祖父母がいる場合(同居の祖父母が①～④に当たる場合は、その者を除きます。)
⑥	□	授業料の負担者 <input type="text"/> 名分
		<ul style="list-style-type: none"> ①～⑤の者と同等又はそれ以上に授業料を負担している者がいる場合(例:別居の祖父母,同居の親族等)

①～⑥に該当する者が一人もない場合は以下の□に✓を付けてください。

⑦	□	課税証明書等を提出しません。
		<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥に該当するものが一人もない場合は、⑦の□に✓を付けてください。 (例:親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長,児童福祉施設の長である場合等)

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び児童生徒との続柄

保護者A	氏名	児童生徒との続柄

保護者B	氏名	児童生徒との続柄

保護者C	氏名	児童生徒との続柄

保護者D	氏名	児童生徒との続柄

保護者E	氏名	児童生徒との続柄

保護者F	氏名	児童生徒との続柄

課税証明書等の提出を不要とする控除対象配偶者(②のアに該当する者)

控除対象配偶者	氏名	児童生徒との続柄

2 ページの保護者 A～F までに記入した保護者等の収入状況は次のとおりです。

(記入上の留意点)

1. 保護者等全員（非課税の方も含む。）の課税証明書等に基づき、下表について合計金額まで全ての項目を記入して、【チェック】の内容をよく確認した上で、□に✓を付けてください。
2. 課税証明書に損失（マイナス）が計上されている所得がある場合は、その所得は0円として記入してください。
3. 保護者 A～F それぞれの「計（エ）＝（ア－イ－ウ）」を計算した際に、マイナスとなる場合は0円として記入してください。
4. 海外勤務等により、前年 1 月～1 2 月において課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、その当該者について、以下の表の「国外収入」欄に○を付けた上で、4 ページの課税証明書に含まれない国外での収入がある場合の記載方法を御参照の上、御記載ください。

保護者等	国外収入	所得金額の合計									雑損失の繰越控除 (イ)	所得控除 合計 (ウ)	計(エ) ＝(ア－イ－ウ)
		給与所得	営業等所得	農業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	雑所得	譲渡・一時所得	分離課税の所得			
保護者 A		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保護者 B		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保護者 C		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保護者 D		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保護者 E		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保護者 F		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計										円	円	円	円

(オ)

【チェック】

課税証明書等^{※1}を添付する保護者等全員の所得金額の合計(ア)^{※2}から、雑損失の繰越控除(イ)と所得控除合計(ウ)を差し引いた額(エ)の合計(オ)が140万円未満^{※3}です。課税証明書等(内容が省略されていないもの)を添えて提出します。

※1 市町村が発行する課税証明書等

(課税証明書に必要な情報が記載されておらず、必要な情報が記載された別の証明書がある場合は、当該証明書。また、課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、国外での収入を証明する書類)

※2 給与所得、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、譲渡・一時所得、分離課税の対象となる所得(山林所得、退職所得及び源泉分離課税の対象となる所得を含む。)の合計

※3 親権者が寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満

<課税証明書に含まれない国外での収入がある場合> ※(3)の表に金額を記入した上で、本紙についても申請書と併せて提出してください。

(1) 国外での収入を証明する書類の提出について

課税証明書に含まれない国外での収入がある場合、この収入を証明できる書類（政府機関や企業の発行するもの）を提出してください。なお、国外での収入を証明する書類が日本語以外の言語の場合や日本円以外の通貨単位の場合は、簡単な日本語訳や申請時点の為替レートによって円換算した計算式を記載した書類（任意）を添付してください。

(2) 「給与所得」の記載方法について

当該者の「国外での収入」を給与収入とみなし、当該収入から給与所得控除相当額を差し引いた金額を「給与所得」欄に記載してください。

当該収入が日本円以外の通貨単位の場合は、申請時点の為替レートにより円換算をしてください。

【給与所得控除の簡便な算出方法】

給与等の収入金額	給与所得控除相当額の計算式
1,625,000円以下	650,000円
1,625,000円超 1,800,000円以下	収入金額×40%
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30%+180,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円

(留意点)

- ・実際には所得税法別表第5の表により求めた額となります。
- ・こちらの簡便な算出方法によって計算していただいて差し支えありませんが、その際、収入金額により、給与所得控除相当額が最大で3,199円少なくなる（給与所得がその分多くなる）場合があるため、(オ)の金額が3,199円以内で該当しない場合は、所得税法別表第5の表により給与所得控除相当額を確認してください。

(3) 「所得控除合計(ウ)」の記載方法について

当該収入が日本で課税されたと仮定した場合に、適用を受けられると考えられる基礎控除及び扶養控除などの人的控除の合算額を下表で計算し、「所得控除合計(ウ)」欄に記載してください。ただし、日本にいる配偶者に扶養控除などの人的控除が適用されている場合には、海外での収入がある当該者に適用することはできません。

	対象者(※年齢は前年12月31日現在)	控除適用者 <small>※児童生徒との続柄を記入</small>	人数(A)	控除額(B)	合計(C) =(A)×(B)	本人の所得要件
基礎控除	本人		1	330,000	330,000	—
配偶者控除	生計を一にし、かつ、合計所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者					—
控除対象配偶者	年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者			330,000※1		年間所得900万円以下
老人控除対象配偶者	年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者			380,000※1		年間所得900万円以下
配偶者特別控除	生計を一にし、かつ、合計所得金額が38万円を超え123万円以下である配偶者を有する者			※1,2		年間所得900万円以下
扶養控除	生計を一にし、かつ、合計所得金額が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者					—
一般の扶養親族	年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者			330,000		—
特定扶養親族	年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者			450,000		—
老人扶養親族	年齢が70歳以上の扶養親族を有する者			380,000		—
(同居親族等加算)	直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者			70,000		—
障害者控除	①障害者である者 ②障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者			260,000		—
(特別障害者控除)	①特別障害者である者 ②特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者			300,000		—
(同居特別障害者控除)	特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者			530,000		—
寡婦控除	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者			260,000		①の場合 年間所得500万円以下
(特別寡婦控除加算)	寡婦で、扶養親族である子を有する者			40,000		年間所得500万円以下
寡夫控除	妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者			260,000		年間所得500万円以下
勤労学生控除	本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者			260,000		年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下
合 計						←この金額を、3ページ「所得控除合計(ウ)」欄に記入

※1 配偶者控除、配偶者特別控除は、本人の年間所得が900万円超～1000万円以下の場合は控除額が変わりますので、別途御確認ください。1000万円超の場合は、いずれの控除も適用されません。

※2 配偶者特別控除額（本人の年間所得900万円以下の場合）については以下の表から当てはめて計算してください。なお、配偶者控除と配偶者特別控除の両方を適用することはできません。

配偶者の合計所得	380,001円 ～900,000円	900,001円 ～950,000円	950,001円 ～1,000,000円	1,000,001円 ～1,050,000円	1,050,001円 ～1,100,000円	1,100,001円 ～1,150,000円	1,150,001円 ～1,200,000円	1,200,001円 ～1,230,000円	1,230,000円超
配偶者特別控除額	330,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円	0円（控除なし）

【4. 保護者等の資産の状況について】

2ページの保護者A～Fまでに記入した保護者等及び控除対象配偶者の資産の状況については次のとおりです。

(記入上の留意点)

1. 下表について合計金額まで全ての項目を記入し、【チェック】の内容をよく確認した上で、□に✓を付けてください。併せて、通帳の写し等の確認書類を添付してください。
2. 課税証明書の提出を不要とする控除対象配偶者（申請書2ページ②アに該当する方）についても、資産要件の確認対象となりますので、記載してください。
3. 預貯金等の口座を複数保有している場合は、その全てを合算して記載し、通帳の写し等を添付してください。
4. 申請日の直前で生活保護を受給している場合は、受給の事実及び受給者が分かる公的書類（生活保護受給証明書等）を提出することにより、すべての資産について確認書類を省略することも可能です。その場合は、下表の「生活保護受給証明」欄に○を付けた上で、（あ）～（お）について自己申告で記入してください。

保護者等	受給生活保護	預貯金額（あ）	有価証券等(換算評価額)（い）	現金（う）	負債（え）	計(お)=(あ)+(い)+(う)-(え)
保護者A		円	円	円	円	円
保護者B		円	円	円	円	円
保護者C		円	円	円	円	円
保護者D		円	円	円	円	円
保護者E		円	円	円	円	円
保護者F		円	円	円	円	円
控除対象配偶者		円	円	円	円	円
合計		円	円	円	円	円 (か)

【チェック】

預貯金、有価証券、貴金属、投資信託、タンス預金、負債の合計が600万円以下です。これらが確認できる通帳等の写し又は生活保護受給証明書（申請日の直近のもの）を提出します。

資産	表の記入欄	確認書類（ウェブサイトの写しも可）
預貯金（普通・定期）	（あ）	通帳の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	（い）	証券会社や銀行の口座の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる金属	（い）	購入先の銀行等の口座の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
投資信託	（い）	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
自宅等で保管している現金（タンス預金）	（う）	自己申告（確認書類は不要）
負債（借入金等）	（え）	残高証明書や借入証書等の写し

誓約書を記入する際の留意点

本実証事業は、私立小中学校の授業料負担が、家庭の経済状況からすると極めて重いと考えられる世帯の児童生徒について、授業料負担の軽減を行うとともに、義務教育段階において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などの実態を把握するためのものです。

下記に該当する場合は支援の対象となりませんので、誓約書により確認をお願いします。

対象とならない事例

- 保護者等全員の資産保有額(預貯金, 有価証券, 貴金属, 投資信託, タンス預金, 負債の合計)の合計が600万円を超える場合。
- 両親に加え, 同居の祖父母や授業料の負担者(両親や同居の祖父母と同等程度又は同等程度以上に, 授業料を負担している者)がいる御家庭で, 全員の収入を合計すると所得基準を満たさない場合。
- 祖父母等からの教育資金の一括贈与(祖父母等から子や孫名義の口座に教育資金を一括して拠出することにより, 一定額までを贈与税非課税とする措置)を受けている場合。
- 課税証明書に含まれていない国外での収入があり, この収入を合算すると, 所得基準を満たさない場合。
- 源泉分離課税により課税証明書に記載されない収入(上場株式等の配当等)があり, この収入を合算すると所得基準を満たさない場合。
- 純損失の繰越控除(不動産や上場株式等を売却したこと等により生じた譲渡損失等のうち, 損失の金額を翌年以降に繰り越すもの)を受けていることにより所得基準を満たしている場合。

(記入上の留意点)

1. 上記に該当する方が支援の対象に含まれた場合, 本事業で行おうとしている実態把握が困難となり, 事業の進展が見込めなくなります。こうした本事業の趣旨を御理解いただいた上誓約書の御記入をお願いします。
2. 本事業の支援を受けた方の中から, 義務教育段階において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて, 文部科学省の担当者によるヒアリング調査に御協力していただく場合があることも併せて御承知おきください。
3. 虚偽の記載があることが判明した場合は, 支援額を返還していただくことを御了承ください。
4. 以上のことを御理解の上, 誓約書に記載された項目に当てはまることに間違いがない場合, に✓をつけてください。全てのに✓がない場合は, 支援の対象とはなりませんので御留意ください。
5. 期限までにこの誓約書の提出がない場合は, 支援対象とはなりませんので御了承ください。

誓 約 書

神奈川県知事 殿

私は、以下の事項について、チェック欄にレ点を記入することにより確認し、誓約します。

- 「保護者等全員の資産保有額（預貯金，有価証券，貴金属，投資信託，タンス預金，負債の合計）の合計が600万円を超える場合」に該当しません。
- 「両親に加え，同居の祖父母や授業料の負担者（両親や同居の祖父母と同等程度又は同等程度以上に，授業料を負担している者）がいる御家庭で，全員の収入を合計すると所得基準を満たさない場合」に該当しません。
- 「祖父母等からの教育資金の一括贈与（祖父母等から子や孫名義の口座に教育資金を一括して拠出することにより，一定額までを贈与税非課税とする措置）を受けている場合」に該当しません。
- 「課税証明書に含まれていない国外での収入があり，この収入を合算すると，所得基準を満たさない場合」に該当しません。
- 「源泉分離課税により課税証明書に記載されない収入（上場株式等の配当等）があり，当該収入を勘案すると所得基準を満たさない場合」に該当しません。
- 「純損失の繰越控除（不動産や上場株式等を売却したこと等により生じた譲渡損失等のうち，損失の金額を翌年以降に繰り越すもの）を受けていることにより所得基準を満たしている場合」に該当しません。
- 同居の祖父母，同居・別居に関わらず授業料を負担している者など，所得判定の対象者全員の課税証明書を提出しています。また，課税証明書に含まれていない海外での収入がある場合，全ての収入について証明する書類を提出しています。
- 文部科学省が実施する義務教育段階において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについてのヒアリング調査の対象に選ばれた場合，調査に協力します。
- 上記の事項について，虚偽の事実が判明した場合は，支援額を返還します。

以上

令和2年 月 日

保護者氏名(自署)

Ⓜ

記入例

学校受付日（学校において記入）： 令和 2 年 月 日

令和 2 年 〇 月 〇 日

〇〇都道府県知事 殿

記載は油性ボールペンで記載してください。

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書

私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のため、都道府県が実施する当該事業に申請します。

次の3点を確認の上、口に✓を付けてください。
(全ての口に✓がない場合は支援の対象とはなりませんので、必ず御確認下さい。)

- この申請書に御確認の上、全てにチェックを記載してください。
- 本事業が予算の範囲内で実施される実証事業であり、所得基準等を満たしている場合であっても支援の対象とならない場合があることを了承します。
- 都道府県が実施する、当該私立小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減事業の支援金を授業料に充るとともに、支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

ふりがな	もんか たろう	児童生徒との関係	親権者・未成年後見人・主たる生計維持者 ※該当するものに〇 その他 ()
申請者氏名	文科 太郎	電話番号	(03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
申請者住所等	〒 100-8959 東京 都道府県 千代田 市(区) 震が関3-2-2		

【1. 対象となる児童生徒について】

ふりがな	もんか はなこ	生年月日	平成 17 年 4 月 10 日	
児童生徒の氏名	文科 花子			
在学する学校	学校法人名	学校法人 震が関学園	学校名	震が関学園中学校
	学校種	小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期課程) ※該当するものに〇 特別支援学校(小学部・中学部)	学年	2 年生
	学校所在地	東京 都道府県 千代田 市(区) 震が関 △-△-△		

通っている学校の所在する都道府県を記載してください。

【2. 対象児童生徒以外に、兄弟姉妹で申請している場合について】

ふりがな	もんか いちろう	申請している都道府県	神奈川県
兄弟姉妹の氏名	文科 一郎		
兄弟姉妹の氏名	当該事業に申請している兄弟姉妹がいる場合は記載してください。 記入欄が足りない場合は、欄外に記載してください。 なお、兄弟姉妹で申請する場合は、それぞれ申請書が必要となりますので、ご注意ください。		都道府県

【3. 保護者等の収入の状況について】

7月7月1日時点の保護者等の状況についてチェックをした上で、該当する全員分の課税証明書を提出してください。
漏れがあると申請を受け付けられない場合がありますので、ご注意ください。

(記入上の留意点)

- ①～④のいずれか該当する□に✓を付けて、⑤及び⑥にも該当する場合は併せて✓を付けた上で、当該保護者等の課税証明書等を全員分提出してください。
- 市町村が発行する課税証明書に必要な所得情報等が記載されておらず、必要な情報が記載された別の証明書が発行された場合、①～④のいずれか該当するものに1つにチェックしてください。

②の場合は、アorイのいずれか該当する方にチェックしてください。

①～④のいずれか該当する者の□に✓を付けてください。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 ・親権者が2名いる場合は①の□に✓を付けてください。 ・ただし、②のアに該当する場合は、控除対象配偶者の課税証明書等の提出は不要です。その場合、①ではなく、②のアの□に✓を付けてください。 ・親権者が2名とも所得がない場合も、 <u>所得金額や所得控除の金額が確認できる書類を提出してください。</u>
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 ・親権者が1名の場合は、以下ア、イいずれかの□に✓を付けてください。 ア <input checked="" type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者 [※] であり、3ページの（オ）に5万円を合算しても所得要件を満たす場合 <small>※合計所得金額が38万円以下。配偶者特別控除の適用を受ける者は含まない。</small> イ <input type="checkbox"/> 上記ア以外で、親権者が1名しかいない又は家庭の事情によりやむを得ず1名分しか提出できない場合
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> ← 各分（複数選任されている場合は、全員分の課税証明書が必要です。） ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合は、③の□に✓を付けてください。 ・未成年後見人が法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者の場合は、その者を除きます。
④	<input type="checkbox"/>	児童生徒の生計をその収入により維持している者（キッズ生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合は、③の□に✓を付けてください。 ③、⑤、⑥にチェックした場合は、その該当する人数も記載してください。

上記のほか、⑤⑥に該当する者がいる場合はそれぞれの□に✓を付けてください。

⑤	<input checked="" type="checkbox"/>	同居の祖父母 <input type="checkbox"/> ← 各分 ・同居の祖父母がいる場合（同居の祖父母が①～④に当たる場合は、その者を除きます。）
⑥	<input type="checkbox"/>	授業料の負担者 <input type="checkbox"/> ← 各分 ・①～⑤の者と同等又はそれ以上に授業料を負担している者がいる場合（例：別居の祖父母、同居の親族等）

①～⑥に該当する者が一人もない場合は以下の□に✓を付けてください。

⑦	<input type="checkbox"/>	課税証明書等を提出しません。 ・①～⑥に該当するものが一人もない場合は、⑦の□に✓を付けてください。
---	--------------------------	---

保護者A～F欄には、①～⑥の中でチェックがある者全員の氏名および児童生徒との続柄を記載してください。
②アに該当する控除対象配偶者については、「控除対象配偶者」欄に記載してください。

課税証明書等を提出する保護者の氏名及び児童生徒との続柄

保護者A	氏名 文科 太郎	児童生徒との続柄 ← 父	保護者B	氏名 文科 文江 (支援 文江)	児童生徒との続柄 祖母
保護者C	修正するときは二重線で取り消してください。 修正テープ・修正液は不可です。		保護者D	氏名	児童生徒との続柄
保護者E	氏名	児童生徒との続柄	課税証明書に記載のある氏名と現在の氏名が異なっている場合は、 氏名の下に括弧書きで課税証明書に記載のある氏名を記載してください		

課税証明書等の提出を不要とする控除対象配偶者(②のアに該当する者)

控除対象配偶者	氏名 文科 文子	児童生徒との続柄 母
---------	-------------	---------------

2ページの保護者A～Fまでに記入した保護者等の収入状況は次のとおりです。

様式A: 日本国内での収入のみの場合

(記入上の留意点)

1. 保護者等全員（非課税の方も含む。）の課税証明書等に基づき、下表について合計金額まで全ての項目を記入して、【チェック】の内容をよく確認した上で、□に✓を付けてください。
2. 課税証明書に損失（マイナス）が計上されている所得がある場合は、その損失額を「0」と記入してください。**所得の分類及び雑損失の繰越控除については、課税証明書の見本を御参照ください。**
3. 保護者A～Fそれぞれの「計（エ）＝（ア－イ－ウ）」を計算した際に、マイナスとなる場合は0円として記入してください。

保護者等	所得金額の合計									雑損失の繰越控除 (イ)	所得控除合計 (ウ)	計 (エ) = (ア－イ－ウ)	
	給与所得	営業等所得	農業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	雑所得	譲渡・一時所得	分離課税の所得				計 (ア)
保護者A	3,300,000 円		320,000 円	0 円					510,000 円	4,130,000 円	150,000 円	2,635,500 円	1,344,500 円
保護者B			600,000 円				300,000 円			900,000 円		1,030,000 円	0 円
保護者C													
保護者D													
保護者E													
保護者F													
合 計										5,030,000 円	150,000 円	3,665,500 円	1,344,500 円

損失(マイナス)が計上されている所得は、「0円」と記入してください。

保護者Bの場合、合計を計算すると、
(ア)900,000 - (ウ)1,030,000 = -130,000
マイナスとなるため、計(エ)には「0円」として記入してください。

2ページで記載した保護者A～Fと一致します。

(ア)～(エ)について、保護者A～Fまでの合計金額を計算して記載してください。

【チェック】 確認の上、必ずチェックしてください。

課税証明書等^{※1}を添付する保護者等全員の所得金額の合計(ア)^{※2}から、雑損失の繰越控除(イ)と所得控除合計(ウ)を差し引いた額(エ)の合計(オ)が140万円未満^{※3}です。課税証明書等(内容が省略されていないもの)を添えて提出します。

- ※1 市町村が発行する課税証明書等（課税証明書に必要な情報が記載されておらず、必要な情報が記載された別の証明書がある場合は、当該証明書。）
 - ※2 給与所得、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、譲渡・一時所得、分離課税の対象となる所得(山林所得、退職所得)
 - ※3 親権者が寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満
- 140万円未満(※)なので、所得要件を満たします。
※寡婦控除の場合は143万円、寡夫控除の場合は147万円 計

2ページの保護者A～Fまでに記入した保護者等の収入状況は次のとおりです。

様式B: 日本国外での収入がある場合

1. 保護者等全員（非課税の方も含む。）の課税証明書等に基づき、下表について合計金額まで全ての項目を記入して、【チェック】の内容をよく確認した上で、□に✓を付けてください。
2. 課税証明書に損失（マイナス）が計上されている所得がある場合は、その所得は0円として記入してください。
3. 保護者等が課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、「国外収入欄」に○を付けてください。その場合は0円として記入してください。
4. 海外勤務等により、前年1月～12月において課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、その当該者について、以下の表の「国外収入」欄に○を付けた上で、4ページの「課税証明書に含まれない国外での収入がある場合」の記載方法を御参照の上、御記載ください。

保護者等	国外収入	所得金額の合計									雑損失の繰越控除(イ)	所得控除合計(ウ)	計(エ) =(ア-イ-ウ)	
		給与所得	営業等所得	農業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	雑所得	譲渡・一時所得	分離課税の所得				計(ア)
保護者A	○	2,284,000									2,284,000		1,370,000	914,000
保護者B							300,000				300,000			300,000
保護者C		4ページ「課税証明書に含まれない国外での収入がある場合」の(2)に基づき、給与所得額を計算して記載してください。									4ページ「課税証明書に含まれない国外での収入がある場合」の(3)の表で計算した控除額の合計金額を記載してください。			
保護者D														
保護者E		上記の他の記載方法は様式Aと同じです。												
保護者F														
合 計										2,584,000	0	1,370,000	1,214,000	

【チェック】

課税証明書等^{※1}を添付する保護者等全員の所得金額の合計(ア)^{※2}から、雑損失の繰越控除(イ)と所得控除合計(ウ)を差し引いた額(エ)の合計(オ)が140万円未満^{※3}です。課税証明書等（内容が省略されていないもの）を添えて提出します。

※1 市町村が発行する課税証明書等

（課税証明書に必要な情報が記載されておらず、必要な情報が掲載された別の証明書がある場合は、当該証明書。また、課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、国外での収入を証明する書類）

※2 給与所得、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、譲渡・一時所得、分離課税の対象となる所得（山林所得、退職所得及び源泉分離課税の対象となる所得を含む。）の合計

※3 親権者が寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満

<課税証明書に含まれない国外での収入がある場合>

※(3)の表に金額を記入した上で、本紙についても申請書と併せて提出してください。

様式B: 日本国外での収入がある場合

課税証明書に含まれない国外での収入がある場合、この収言語の場合や日本円以外の通貨単位の場合は、簡単な日本

(2) 「給与所得」の記載方法について

当該者の「国外での収入」を給与収入とみなし、当該収入当該収入が日本円以外の通貨単位の場合は、申請時点の為

【給与所得控除の簡便な算出方法】

給与等の収入金額	給与所得控除相当額の計算式
1,625,000円以下	650,000円
1,625,000円超 1,800,000円以下	収入金額×40%
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30%+180,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円

(例) 国外での収入額: 3,520,000円(日本円換算)の場合

① 給与所得控除額を求める

左表の計算式に当てはめて、
 $3,520,000 \times 30\% + 180,000 = 1,236,000$ 円(給与所得控除相当額)

② 給与所得額を求める

給与収入相当額から給与所得控除相当額を差し引く
 $3,520,000 - 1,236,000 = 2,284,000$ 円(給与所得相当額) ⇒ P3の「給与所得」欄に記載

国外での収入がある者が複数いる場合は、(3)の表は人数分提出してください。

父親が課税証明書に含まれない国外での収入を得ている場合の例

【世帯構成】 父、母、姉、対象児童が1月2日に日本に戻り、祖母と同居を始めたと仮定

父：国外での収入あり(国内での収入はなし)

母：43歳、収入なし

姉(1人)：18歳(父の扶養)

対象児童生徒：13歳(中学1年生、16歳未満のため扶養控除の適用対象外)

祖母(1人)：72歳、(父の扶養、同居している)

(3) 「所得控除合計(ウ)」の記載方法について

当該収入が日本で課税されたと仮定した場合に、適用を受けられると考えられる基礎控除及び扶養控除などのただし、日本にいる配偶者に扶養控除などの人的控除が適用されている場合には、海外での収入がある当該者

	対象者(※年齢は前年12月31日現在)	控除適用者 <small>※児童生徒との続柄を記入</small>	人数(A)	控除額(B)	合計(C) =(A)×(B)	本人の所得要件
基礎控除	本人	父	1	330,000	330,000	—
配偶者控除	生計を一にし、かつ、 <u>合計所得が38万円以下</u> である配偶者(控除対象配偶者)を有する者					—
控除対象配偶者	年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	母	1	330,000※1	330,000	年間所得900万円以下
老人控除対象配偶者	年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者			380,000※1		年間所得900万円以下
配偶者特別控除	生計を一にし、かつ、合計所得金額が38万円を超え123万円以下である配偶者を有する者			※1,2		年間所得900万円以下
扶養控除	生計を一にし、かつ、合計所得金額が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者					—
一般の扶養親族	年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	姉	1	330,000	330,000	—
特定扶養親族	年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者			450,000		—
老人扶養親族	年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	祖母	1	380,000	380,000	—
(同居親族等加算)	直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者			70,000		—
障害者控除	①障害者である者 ②障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者			260,000		—
(特別障害者控除)	①特別障害者である者 ②特別障害者である					—
(同居特別障害者控除)	特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族					—
寡婦控除	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚					①の場合 年間所得500万円以下
(特別寡婦控除加算)	寡婦で、扶養親族である子を有する者					年間所得500万円以下
寡夫控除	妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有					年間所得500万円以下
勤労学生控除	本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者			260,000		年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下
合 計					1,370,000	←この金額を、3ページ「所得控除合計(ウ)」欄に記入

(留意点)
 ・実際には所得税
 ・こちらの簡便な
 所得控除相当額
 3,199 円以内で

年齢が70歳以上の扶養親族(例:祖母等)がいる場合は、老人扶養親族の欄に記載してください。

※令和元年12月31日現在において、祖母と同居を常況としていた場合は、控除額に加算がつかますので、同居親族等加算の欄にも、該当する控除適用者、人数、合計(C)を記載してください。

(例) 祖母(70歳以上の扶養親族)がおり、令和元年12月31日現在において、同居を常況としていた場合
 老人扶養親族・・・祖母、1人、380,000円
 (同居親族等加算)・・・祖母、1人、70,000円

※1 配偶者控除、配偶者特別控除は、本人の年間所得が900万円超～1000万円以下の場合には控除額が変わりますので、別途御確認ください。1000万円超の場合は、いずれの控除も適用されません。

※2 配偶者特別控除額(本人の年間所得900万円以下の場合)については以下の表から当てはめて計算してください。なお、配偶者控除と配偶者特別控除の両方を適用することはできません。

配偶者の合計所得	380,001円 ～900,000円	900,001円 ～950,000円	950,001円 ～1,000,000円	1,000,001円 ～1,050,000円	1,050,001円 ～1,100,000円	1,100,001円 ～1,150,000円	1,150,001円 ～1,200,000円	1,200,001円 ～1,230,000円	1,230,000円超
配偶者特別控除額	330,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円	0円(控除なし)

【4. 保護者等の資産の状況について】

2ページの保護者A～Fまでに記入した保護者等及び控除対象配偶者の資産の状況については次のとおりです。

(記入上の留意点)

1. 下表について百訂金額まで主として項目を記入し、【フエック】の内容をよく確認した上で、□に✓を付けてください。併せて、通帳の写し等の確認書類を添付してください。

生活保護を受給しており、生活保護受給証明書等を提出して確認書類の提出を省略する場合は、この欄に○を付けてください。配偶者（申請書2ページ②アに該当する方）についても、資産要件の確認対象となりますので、記載してください。その全てを合算して記載し、通帳の写し等を添付してください。

4. 申請日の直近で生活保護を受給している場合は、受給の争夫及び受給者が分かる公的書類（生活保護受給証明書等）を添付することにより、9ページの資産について確認書類を省略することも可能です。その場合は、下表の「生活保護受給証明」欄に○を付けた上で、（あ）～（お）について自己申告で記入してください。

保護者等	受生活保護証明	預貯金額（あ）	有価証券等（換算評価額）（い）	現金（う）	負債（え）	計（お）=（あ）+（い）+（う）-（え）
保護者A	○	5,570,000 円	40,000 円		1,500,000 円	4,110,000 円
保護者B		1,560,000 円		60,000 円		1,620,000 円
保護者C						
保護者D			3,750,000 円			
保護者E						
保護者F						
控除対象配偶者		220,000 円		9,000 円		229,000 円
合計		7,350,000 円	40,000 円	69,000 円	1,500,000 円	5,959,000 円

通帳が2つ以上ある方の場合は、すべて合計した金額を記載してください。
例：Aさんが通帳を2つ所持している場合（3,750,000円+1,820,000円=5,570,000円）



控除対象配偶者（2ページの②アに該当する者）については、「控除対象配偶者」欄に資産の状況を記載してください。

（あ）～（お）について、保護者A～F及び控除対象配偶者までの合計金額を計算して記載してください。

【チェック】 確認の上、必ずチェックしてください。

✓ 預貯金、有価証券、貴金属、投資信託、タンス預金、負債の合計が600万円以下です。これらが確認できる通帳等の写し又は生活保護受給証明書（申請日の直近のもの）を提出します。

600万円以下なので、資産要件を満たします。

資産	表の記入欄	確認書類（ウェブサイトの写しも可）
預貯金（普通・定期）	（あ）	通帳の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	（い）	証券会社や銀行の口座の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる金属	（い）	購入先の銀行等の口座の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
投資信託	（い）	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
自宅等で保管している現金		自己申告（確認書類は不要）
負債（借入金等）		残高証明書や借用証書等の写し

これらの根拠書類を提出することが必要です。ただし、タンス預金等の現金については、自己申告となりますので根拠書類等は不要です。また、生活保護受給証明書等を提出する場合は、すべての資産の確認書類等は不要です。

見本

市区町村民税課税証明書

(A) - (B) = (C) が申請書3ページの表の計(エ)に該当します。全員分を合算した計(オ)が140万円(※)未満であれば、所得基準は満たすことになります。(記載例の場合、「保護者等」に該当する者がこの方の場合もしくは、他の方の計(エ)の金額が0円であれば、 $3,980,000 - 2,635,500 = 1,344,500$ (計(エ)) = 計(オ)となるので所得基準は満たします。)

※ 親権者が寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満

総所得純損失、繰越損失など表記が異なる場合や、「繰越控除額」とまとめて記載されている場合があります。雑損失の繰越控除を適用するためには、確定申告を行う必要があるため、雑損失の繰越控除があると見込まれる場合には、確定申告書の控え(税務署受付印のあるもの(確定申告を電子申請で行った場合には、電子申告の受信通知))で御確認ください。

※ 雑損失とは、自身の資産について災害や盗難などによって損害を受けた場合に、その損失の一部を所得から差し引くことができる所得控除のことです。

※ 損失の繰越控除とは、本年分の損失を控除しきれないときに、翌年以降にその損失を繰り越して翌年以降の所得から控除することができる制度です。

納税義務者		収入金額		所得割額		均等割額		年税額	
令和	年度	給	与	市民税	円	円	円	円	円
(令和	年分所得)	公的年金等		府民税	円	円	円	円	円
令和	年度	4,800,000円							
(令和	年分所得)	0円							
所得の金額の内訳		本人該当		扶養該当		所得控除額		課税標準額	
総所得	2,830,000円	特別障害者	控対配	1人	雑損	0円	総所得	円	
内給与	3,300,000円	3,300,000円(給与所得)	人控対配	0人	医療費	350,000円	土地等事業雑	円	
営業等所得	0円	0円(営業等所得)	居老親等	0人	社会保険料	720,000円	分離短期譲渡	円	
農業所得	320,000円	320,000円(農業所得)	人扶養	0人	小企共済掛金	570,000円	分離長期譲渡	円	
不動産所得	-1,030,000円	0円(不動産所得)	定扶養	0人	生命保険料	0円	※2 利子所得	円	
利子所得	0円	0円(利子所得)	6歳未満	2人	寄附金	0円	株式等の譲渡	円	
配当所得	0円	0円(配当所得)	その他扶養	1人	地震保険料	5,500円	上場株式配当	円	
雑所得	0円	0円(雑所得)	居特別障害	0人	障老寡学	0円	先物取引所得	円	
譲渡・一時所得	0円	0円(譲渡・一時所得)	別障害	0人	配偶者特別	0円	山林所得	円	
先物取引所得	0円	0円(分離課税の所得)	その他障害	0人	配偶扶養	660,000円	退職所得	円	
株式等の譲渡	510,000円	510,000円(分離課税の所得)			基礎	330,000円			
上場株式配当	0円	0円(分離課税の所得)			所得控除合計	2,635,500円			
雑損失繰越控除(損失)	150,000円	-150,000円(雑損失の繰越控除)				(B)			
純損失繰越控除(損失)	34,000円	0円							
株式譲渡繰越控除(損失)	3,000円	0円							
先物取引繰越控除(損失)	12,000円	0円							
居住用譲渡損失	71,000円	+							
		3,980,000円							
		(A)							

雑損失繰越控除(損失)
純損失繰越控除(損失)
株式譲渡繰越控除(損失)
先物取引繰越控除(損失)
居住用譲渡損失

基礎控除及び所得控除合計の記載がない課税証明書もありますので、当該2つの記載がない場合には、※2に基礎控除分33万円も合算してください。
 $2,305,500(※2) + 330,000 = 2,635,500(B)$

○所得控除額計(B)はこの欄の金額を確認。
・(B)のような合計が記載されていない課税証明書もありますので、その場合は※1の金額すべてを合計してください。

○給与所得以外の所得がある場合は、以下の計算方法による合計額(A)を計算してください。
・不動産所得のように損失(マイナス計上)となっているものや雑損失以外の繰越控除(損失)については0円とみなし、合計してください。
・雑損失の繰越控除(損失)については差し引いてください(0円とみなさない)。
・所得の区分については、先物取引所得、株式等の譲渡、上場株式等に係る配当の他に、山林所得、退職所得等が「分離課税の所得」に含まれます。

市区町村(長)名 公印

私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の意識調査

◎アンケート調査について

この調査は、文部科学省が実施する「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」によって、授業料支援を受けることを希望される保護者の皆様にご協力をお願いしているものです。

調査の目的は、私立小中学校を選択した理由やご家庭の経済状況などをお伺いし、経済的支援の在り方を検討することであり、ご回答の内容は、今後の施策を検討するために活用させていただきます。

なお、ご回答についての詳細をお聞きするため、文部科学省でヒアリング調査を実施する予定です。ヒアリング調査の対象となった場合、調査へご協力いただくこととなりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

◎記入上の注意点

- ① この調査は、保護者の方、お子様、ご家族についてご記入いただく項目と、Q1～9までの全9ページで構成されています。必ず最後まで、記入漏れのないようにご回答をお願いします。
- ② 【全員ご回答ください。】と書いてある設問は、すべての方がご回答ください。矢印がある場合は、流れに従ってご回答ください。
- ③ 質問には、1つだけ選ぶもの、当てはまるものすべてを選ぶもの、自由記述の3種類がありますので、よくご確認のうえご回答ください。
- ④ 支援を受けるためには、この調査にもれなく回答し、学校に提出することが必要です。回答に不備がある場合は、修正を依頼する場合がありますのでご了承ください。
- ⑤ 兄弟姉妹で申請している場合は、それぞれの児童生徒について申請書、調査票の提出が必要ですので、ご注意ください。

※個人情報の取扱いについて

- ご記入いただいた調査票は、回収用封筒に密封しご提出いただいた後、学校での開封を禁止するなど、情報管理には万全を期するようしております。
- ご回答はすべて統計的に処理し、特定の個人を識別できないようにいたします。
- ご回答いただいた内容は、調査の目的以外での利用はいたしません。また、調査票は集計完了後速やかに溶解処分いたします。
- ヒアリング調査の実施のため、次のページで保護者の方の氏名、住所等をお聞きしておりますが、文部科学省、都道府県、本事業の委託事業者以外に提供することはありません。

【全員ご回答ください。】

保護者の方とお子様について、以下の欄にご記入ください。

★ご回答者様（保護者の方）について

ふりがな
氏名：(氏) _____ (名) _____
住所：〒 _____

電話番号： _____

★児童生徒（お子様）について

ふりがな
氏名・性別：(氏) _____ (名) _____ 男・女
学校名： _____
学校のある都道府県名： _____
学校種（どれか1つに○をする）：
小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 中等教育学校（前期課程）・
特別支援学校（小学部）・ 特別支援学校（中学部）
学 年： _____ 年生

【全員ご回答ください。】

お子様から見た家族構成(お子様本人は記載不要)について、①②の表に記入してください。

「続柄」と「職業」はそれぞれ下の【選択肢】から1つずつ(主なもの)選んで記入し、

「その他」に該当する場合は具体的な続柄、職業も記入してください。

① 両親、兄弟姉妹、同居の祖父母及び生計を共にしている者

社員の父
専業主婦の母
カメラマンの祖父
生徒本人
の家族の例

児童生徒の家族構成	番号	続柄(児童生徒との関係)		職業		課税証明書を提出する者 (○をつけてください)
		記号	「K:その他」の場合は続柄も記載	記号	「サ:その他」の場合は職業も記載	
例		B		カ		
例		A		ア		○
例		F		サ	カメラマン	○
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					

② 生計を共にする者以外に授業料を負担する者や児童生徒の生計を維持する者

①以外の者	番号	続柄(児童生徒との関係)		職業		課税証明書を提出する者 (○をつけてください)
		記号	「K:その他」の場合は続柄も記載	記号	「サ:その他」の場合は職業も記載	
例		H		オ		○
	1					
	2					

生計が別のおじが授業料を負担している例

【選択肢】

(続柄)

A:実父 B:実母 C:兄弟姉妹 D:義父(養父、継父等を含む) E:義母(養母、継母等を含む)
F:祖父 G:祖母 H:おじ I:おば J:親族(A~以外) K:その他(親族以外)

(職業)

ア:会社員(正規職員) イ:会社員(非正規職員) ウ:会社役員 エ:公務員 オ:自営業
カ:専業主婦(主夫) キ:パート・アルバイト(フリーター) ク:学生等(園児、児童、生徒を含む)
ケ:無職(年金受給者) コ:無職(年金受給者以外) サ:その他

Q1.【全員ご回答ください。】

現在の学校に入学した理由として、次のQ1-1からQ1-4はどの程度当てはまりますか。それぞれ最も当てはまるもの1つに○をしてください。

Q1-1《特色のある教育を行っているため》

- 1. とても当てはまる
- 2. やや当てはまる
- 3. あまり当てはまらない
- 4. 全く当てはまらない

Q1-1-1「1. とても当てはまる」「2. やや当てはまる」を選択した場合、具体的な理由は次のうちどれですか。(○はいくつでも)

「5. その他」を選択した場合は、()にその内容を記入してください。

- 1. 外国語教育を含めグローバル化に対応した教育を行っているから
- 2. 子供の自主性や創造性を伸ばす教育を行っているから
- 3. スポーツや芸術分野において特色のある教育や部活動指導を行っているから
- 4. 理数教育において特色のある教育を行っているから
- 5. その他 ()

Q1-2《子どもへの個別の支援が期待できるため》

- 1. とても当てはまる
- 2. やや当てはまる
- 3. あまり当てはまらない
- 4. 全く当てはまらない

Q1-2-1「1. とても当てはまる」「2. やや当てはまる」を選択した場合、具体的な理由は次のうちどれですか。(○はいくつでも)

「5. その他」を選択した場合は、()にその内容を記入してください。

- 1. 帰国子女に対する日本語指導を行っているから
- 2. 発達障害等に応じた特別な支援を行っているから
- 3. 不登校に対する特別な支援を行っているから
- 4. いじめなど人間関係の問題への対応を行っているから
- 5. その他 ()

Q1-3《学習・進学面のサポートが充実しているため》

1. とても当てはまる
2. やや当てはまる
3. あまり当てはまらない
4. 全く当てはまらない

Q1-3-1 「1. とても当てはまる」「2. やや当てはまる」を選択した場合、具体的な理由は次のうちどれですか。(〇はいくつでも)

「5. その他」を選択した場合は、() にその内容を記入してください。

1. 充実した学習指導・進路指導を行っているから
2. 中学、高校、または大学までの一貫教育を行っているから
3. 授業の進度が本人の学力・理解度に合っているから
4. 進学実績が高いから
5. その他 ()

Q1-4《校風や生活指導、学校の伝統に魅力を感じたため》

1. とても当てはまる
2. やや当てはまる
3. あまり当てはまらない
4. 全く当てはまらない

Q1-4-1 「1. とても当てはまる」「2. やや当てはまる」を選択した場合、具体的な理由は次のうちどれですか。(〇はいくつでも)

「5. その他」を選択した場合は、() にその内容を記入してください。

1. 校風、教育方針が合っていると考えたから
2. 宗教的に特色のある校風だから
3. 男女別学教育を行っているから
4. 道徳教育や生活指導を重視した教育を行っているから
5. その他 ()

Q2. 【全員ご回答ください。】

児童生徒の教育費について、どの程度負担を感じますか。(〇は1つ)

- 1. 大いに感じる
- 2. ある程度感じる
- 3. あまり感じない
- 4. 全く感じない

Q2-1. 【Q2で「1. 大いに感じる」「2. ある程度感じる」に〇をした方にお聞きします。】

児童生徒の教育費について、どのような費用に対して負担を感じていますか。

(【選択肢】から3つまで選び、優先度が高い順に、番号を回答欄に記入)

「9.その他」を選択した場合は、()にその内容を記入してください。

【回答欄】

優先順位		
1位	2位	3位

「9. その他」を選択した場合、その内容

()

【選択肢】

- 1. 授業料 2. 施設整備費 3. 入学費 4. 通学費
- 5. 学用品費、通学学用品費(制服、鞆等) 6. クラブ・部活動費
- 7. 生徒会費、PTA会費 8. 学校外の教育費 9. その他

Q3. 【全員ご回答ください。】

私立学校に入学した後、ご家庭の収入が急に（教育費の支払いが困難になるほど）減ることがありましたか。（〇は1つ）

1. はい

2. いいえ

Q4. 【全員ご回答ください。】

現在の学校に入学（転入）する前に、公立学校に通っていたことがありますか。（〇は1つ）

1. はい

2. いいえ

Q4-1. 【Q4. で「1. はい」に〇をした方にお聞きします。】

私立学校入学（転入）前の公立学校において、学校生活や人間関係上のトラブルによる悩みがありましたか。（〇は1つ）

1. かなりあった
2. 少しあった
3. あまりなかった
4. 全くなかった

Q5. 【全員ご回答ください。】

現在の学校へ入学（転入）した時期は、次のうちどちらですか。（〇は1つ）

1. 平成 28（2016）年度以前

2. 平成 29（2017）年度以降

Q5-1. 【Q5. で「2. 平成 29（2017）年度以降」に〇をした方にお聞きします。】

現在の学校へ入学する前に、本事業のことを知っていましたか。（〇は1つ）

1. はい

2. いいえ

Q5-2. 【Q5-1で「1. はい」に〇をした方にお聞きします。】

現在の学校への入学を決定する際に、本事業があることがどの程度影響しましたか。（〇は1つ）

1. 影響した
2. どちらかと言えば影響した
3. どちらかと言えば影響していない
4. 影響していない

Q6. 【全員ご回答ください。】

昨年度（令和元年度）は、本事業に申請していましたか。（〇は1つ）

1. はい
2. いいえ

Q6-1. 【Q6で「1. はい」に〇をした方にお聞きます。】

昨年度申請したあと、実際に支援を受けましたか。（〇は1つ）

1. はい
2. いいえ

Q6-2. 【Q6-1で「1. はい」に〇をした方にお聞きます。】

昨年度支援を受けたことによって、どの程度経済的な負担軽減の効果がありましたか。
（〇は1つ）

1. 大いに効果があった
2. ある程度効果があった
3. あまり効果がなかった
4. 全く効果がなかった

その理由や具体的な効果についてご記入ください。

()

Q6-3. 【Q6で「2. いいえ」に〇をした方にお聞きます。】

昨年度申請しなかったが、今年度申請した理由は、次のうちどれですか。（〇は1つ）

「5.その他」を選択した場合は、（ ）にその内容を記入してください。

1. 昨年度は私立学校に在籍していなかったから
2. 昨年度は申請が面倒だったから
3. 昨年度に比べて家計が悪化したから
4. 昨年度は支援があることを知らなかったから
5. その他（)

Q7. 【全員ご回答ください。】

現在の学校では授業料などの減免制度はありますか。(〇は1つ)

1. ある
2. ない
3. 知らない

Q7-1. 【Q7で「1. ある」に〇をした方にお聞きします。】

減免制度について、実際に支援を受けた、あるいは受ける予定ですか。(〇は1つ)

1. はい
2. いいえ

Q7-2. 【Q7-1で「2. いいえ」に〇をした方にお聞きします。】

支援を受けない理由は、次のうちどれですか。(〇は1つ)

「5.その他」を選択した場合は、()にその内容を記入してください。

1. 収入などの要件に当てはまらず、減免制度の対象にならないから
2. 申請が面倒だから
3. 申請の方法が分からないから
4. 申請の締め切りに間に合わなかったから
5. その他 ()

Q8. 【全員ご回答ください。】

本事業は令和3年度までの実証事業ですが、その後も事業を継続するべきだと思いますか。(〇は1つ)

1. はい

2. いいえ

その理由をご記入ください。

Q9.【自由記述】

本事業について改善点など何かお気づきの点があれば、ご記入ください。

()

最後にもう一度回答内容の確認をお願いします。不備がある場合は修正を依頼することがあります。

- 全ての質問事項に回答しましたか。(確認後、左の口に✓をしてください。)
- 回答内容に間違いはありませんか。(確認後、左の口に✓をしてください。)

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。